

## 第1 目的

我が国において、アニマルウェルフェアに配慮した畜産の生産方式（以下、「アニマルウェルフェア畜産」または「AW畜産」という）の展開を促進し、消費者の理解を得るため、AW畜産認証農場の生産物を原料にした食品の製造・販売事業所に係る要項を定め、アニマルウェルフェアの普及・推進に寄与することを目的とする。

## 第2 認証の基準および対象者

一般社団法人アニマルウェルフェア畜産協会（以下、「協会」という）は、AW畜産認証農場の生乳を原料にした食品を製造・販売する事業所について、認証基準と認証対象者を定め、申請により各々の基準を満たす者に対し認証を行なうものとする。

## 第3 認証

### 1 AW畜産食品認証事業所の条件

- (1) AW畜産認証農場の生乳を100%原材料にして、牛乳・乳製品などの製造・販売業を営む意思を持つ事業所であること。
- (2) 事業所は認証状の交付にあたり、上記農場の生乳を100%原材料にして、牛乳・乳製品などを製造する旨の誓約書を協会に提出すること。
- (3) 関連法令に基づく各種許認可を取得し、法令を順守する事業所であること。
- (4) AW畜産認証農場や協会などと協力し、ともにAW畜産の普及・推進に努める意欲を持つ事業所であること。

### 2 認証の申請、申請者の欠格事項、認証の決定及び認証書の交付等

「アニマルウェルフェア（AW）畜産認証に関する要項」を準用する。

### 3 認証申請書に添付が必要な書類

- (1) 製造プラントの形態
  - ・自家プラント、共同プラント、組合プラント、乳業メーカーなどの別を記載する。
  - ・プラントの規模、処理量など概要に関する資料を別途添付する。
- (2) 分別、工程管理の状況
  - ・集乳（貯蔵・輸送）過程や製造・包装過程ごとに、フロー図や写真などで具体的に記載する。
- (3) 生産状況
  - ・原料乳の生産者と前年度の生産実績を記したもの。
  - ・毎月のプラントにおける処理・製造状況（生乳受け入れ量、牛乳や乳製品の製造・出荷量）を記したもの。
- (4) 所管の保健所発行の営業許可書、都道府県発行の工場設置許可書、食品衛生責任者実務講習会の修了書、PL（生産物賠償責任）保険証書の写し（いずれも有効期限内のものであること）。

#### **第4 立ち入り審査**

(1)立ち入り審査は、事業者による前記の書類提出を受け、審査委員が書類と現況を照合して実施する。

(2) 審査委員は、牛乳・乳製品の製造に明るい実務経験者らが務め、AW畜産食品の品質向上や食品衛生などについて助言に努める。

(3) 審査は、原則として年1回実施し、当該事業所の審査書やチェックリストなどを作成する。その結果、改善事項などがある場合、協会はその旨を事業者に指摘し、指導することができる。

(4) 審査委員は、当該事業所に関する守秘義務を負うものとする。

#### **第5 認証判定**

協会は、前項の審査結果の提出を受けて判定会議を開き、認証の可否を決定する。

#### **第6 認証マークの使用**

##### **1 使用可能な製品**

原材料に使用する牛乳・乳製品はすべて、アニマルウェルフェア畜産認証農場の生乳に由来するものであること。

##### **2 使用料、使用記録など**

認証を受けた事業者は、協会が別に定めるところにより代表理事の使用許諾を受けて、当該AW畜産認証マークを使用することができる（使用料金は別途定める）。

使用料金は、前年度のアニマルウェルフェア畜産認証食品向け生乳処理量に一定の手数料率を乗じた金額を、年度始めに協会に概算払いする。協会は、年度末に使用実績を精査の上、追加徴収または差額の返金などの措置を講じる。

なお、事業者は、マークの使用記録を作成・保管しなければならない。

#### **第7 認証の有効期間**

認証の有効期間は、認証を受けた日から3年とする。

#### **第8 認証書の掲示、継続、取り消し、辞退、公表、報告、立ち入り調査等**

「アニマルウェルフェア（AW）畜産認証に関する要項」を準用する。

#### **第9 認証者の義務**

認証を受けた者は、本要項や関係法令を順守するとともに、消費者のAW畜産への理解を醸成するための広報活動に努める。また、認証の有効期間中に最低1回、協会が主催するAW畜産に関する研修を受講する。

#### **第10 その他**

この要項に定めるもののほか、認証制度の実施に関し必要な事項は、別に代表理事が定めることができ

る。

#### **附則**

本要項は、2017年9月1日から施行する。